

令和7年度第1回葉山町総合計画審議会議事録

日 時：令和7年6月5日（木）15：00～16：20

場 所：葉山町役場庁舎3階 議会協議会室1

出席者：出口委員、近藤委員、津吉委員、須藤委員、伊藤委員、富樫委員、高梨委員、
早川委員、福安委員

和嶋政策財政部長、山本政策課長、吉田課長補佐、大屋主任、山田主任

開 会

○事務局（大屋主任）

定刻より少し前ですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより令和7年度第1回葉山町総合計画審議会を開催させていただきます。

まず、委員の皆様におかれましては、第5次葉山町総合計画の策定にご尽力いただき、誠にありがとうございました。また、新たに委員になられた方におかれましては、お引き受けいただきありがとうございます。委嘱状については、新たな委員の皆様の机の上にてお配りさせていただきましたので、ご確認のほどお願いいたします。

本日は、臼井前会長がご退任されてから初めての審議会となりますので、会長が決まるまでの間は事務局で司会を務めさせていただきます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

《資料確認》

○事務局（大屋主任）

続いて会議の成立状況について事務局から報告させていただきます。

《会議の成立について報告》

委員・事務局の紹介

○事務局（大屋主任）

それでは、次第に沿って進行させていただきます。

次第の2番目、委員・事務局の紹介です。新たに委員になられた方もいらっしゃるほか、事務局もメンバーが大きく変わっておりますので、まず委員の皆様から簡単に自己紹介をいただき、続けて事務局も紹介させていただければと思います。お話の際はマイクのスイッチを押してからお話しいただければと思います。

《委員・事務局自己紹介》

(1) 会長の互選

○事務局（大屋主任）

それでは議題の（１）、会長の互選に進めさせていただければと思います。お配りしている参考資料１は葉山町総合計画審議会規則です。こちらの第４条をご覧くださいますと、審議会に会長を置き、委員の互選に定めると記載がございます。つきましては、この場で会長を決めさせていただきたいのですが、どなたかお願いできる方はいらっしゃいますか。

○委員（近藤大輔）

この分野では専門家である、出口委員が適任かと思っておりますので、ご提案させていただきます。

○事務局（大屋主任）

近藤委員から出口委員とのご推薦がありましたが、委員の皆様、出口委員、いかがでしょうか。

《異議なしとの発言あり・意見なし》

○事務局（大屋主任）

それでは、出口委員に会長をお願いできればと思いますので、会長席へ移動をお願いします。出口会長から、一言ご挨拶をお願いしてもよろしいでしょうか。

《出口会長あいさつ》

○事務局（大屋主任）

それでは会長も決まりましたので、ここからは出口会長に進行をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（出口裕明）

お手元の次第に従いまして、続いて、規則の第４条第３項に、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する、という規定がございますので、私から指名させていただき、指定という形を執りたいと思います。この職務代理者につきましては、恐れ入りますが、津吉委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

《異議なしとの発言あり・意見なし》

○会長（出口裕明）

それでは、津吉委員に職務代理者をお引き受けいただくことにいたします。それから、

議題に入ります前にこの審議会については、公開・非公開に関しまして、毎回皆様にお諮りする形になっておりますが、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

《事務局説明》

○会長（出口裕明）

ありがとうございます。今、ご説明があったように、基本は公開ということで、説明のあった第3条各号に該当すると明らかに認められる場合にのみ、非公開という形を執らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

《意見なし》

○会長（出口裕明）

それではそのような形で傍聴可として進めさせていただきますが、本日は傍聴をご希望の方はいらっしゃいますか。

○事務局（大屋主任）

傍聴希望の方が1名いらっしゃいますので、ご案内させていただきます。

《傍聴1名入室》

（2）第5次葉山町総合計画の推進について・連継部会設置について

○会長（出口裕明）

改めまして議題の（2）、第5次葉山町総合計画の推進についてというところですが、この連継部会の設置に関して、事務局から説明をお願いします。

《事務局説明》

○会長（出口裕明）

ありがとうございます。それでは皆様からご質問・ご意見があらうかと思いますが、まずはご質問からお受けしたいと思います。ただいまのご説明にご質問がありましたらお願いいたします。

○委員（近藤大輔）

ご説明ありがとうございました。部会並びに特別委員の選任ということですが、これもまたよい取り組みではないかと思えます。色々な課題はあらうかと思えますが、課題をクリアしながら設置する方向で進めてみたらよいかと思えます。意見になってしまいましたが以上です。

○会長（出口裕明）

ありがとうございます。ご質問とご意見を分けるのは難しいところかもしれませんが

で、合わせてお受けいたします。

○委員（高梨麻美）

要綱案の中に、専門的な審議を行うという言葉が入っていますが、委員にその専門性が求められる形なのか、公募のイメージを教えてくださいませんか。

○事務局（大屋主任）

公募につきましては他の審議会でも実施しているのですが、一定のテーマについて、だいたい800字から1,200字くらいのレポートを提出いただくことを想定しています。私の中では、これからの施策形成に必要な手法として、これからの時代に何が重要になってくると考えるか、といったテーマで公募を開始したいと考えています。応募がありましたら、内容を精査させていただき、事務局で選定できればと思っています。

○委員（高梨麻美）

先ほど、透明性についてもお話しがあったので、審査の基準や、応募者が非常に多かった場合の選定理由についても、後々大事になってくると思うので、整理をしておいたほうがよいと思いました。

○会長（出口裕明）

今のご質問に関して、私から確認しておきたいのですが、この専門事項を調査審議するためということなのですが、だからといって特別委員になれる方皆さんが、専門的な知識・情報を持っていないといけないということではないですよ。審議事項としては専門的な事項を扱うのですが、例えば、町あるいは専門家からアドバイスをもらいながら、審議いただくことで構わないということによろしいですか。

○事務局（大屋主任）

はい、その認識で問題ありません。

○委員（近藤大輔）

特別委員というのは、この総合計画審議会の委員が兼務することはできるのでしょうか。

○事務局（大屋主任）

資料の7ページに規則の抜粋がございますが、この規則の第6条第2項に、部会に属する委員は会長が指名する、とありますので、通常部会の委員3名については、この総合計画審議会の中から委員を選出させていただきます。特別委員については、この審

議会には参加せず、連継部会のみに参加する形で、3名を公募できればと考えています。

○委員（高梨麻美）

部会が開催されるときには、会長がいらっしゃるという前提でよいのでしょうか。

○事務局（大屋主任）

規則の第6条第3項に、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出するという形になりますので、部会については部会長が会議を招集して仕切っていただき、出口会長につきましては、あくまで審議会の会長という立場になるため、タイミングが合えばオブザーバー出席ということも考えられますが、現時点では出口会長に毎回出席いただくということは考えておりません。

○委員（高梨麻美）

部会の委員というのは、特別委員を含む意義なのか、それとも、審議会の委員からの選出ということなのか、もう一度確認をさせていただきます。

○事務局（大屋主任）

部会に属する委員と特別委員は別の扱いとなります。

○委員（津吉彰郎）

資料11ページの下に、町内会連合会・まちづくり協会・社会福祉協議会と書いてあり、中間支援組織と表現されていますが、中間支援組織というのはどういったものか出口会長に伺いたいのですがいかがでしょうか。ここに記載のある三つくらいが妥当なのでしょうか。この三つの団体の性格は大きく異なると思っていますので、質問させていただきます。

○会長（出口裕明）

今のご質問に沿ってお答えするとすれば、これが中間支援組織であるという確固たるものがあるわけではなく、例えば、とある自治体では町内会の活動が非常に活発であれば、町内会が担うこともあるでしょうし、新たに流入してくる住民が多い地域では町内会活動が機能しづらいということから、人工的に作ったまちづくり協会のような類の団体が活性化することもあり、自治体によってその定義は異なると思います。この資料の中でこのように記載があるのは、葉山町のことを考えたときに、町内会連合会やまちづくり協会、社会福祉協議会などが、葉山町においては特にこの役割を果たしていただいているという認識を持っているということだと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○事務局（大屋主任）

あとは例えば商工会もそうだと思いますし、行政と地域住民の中間にある組織は何かと考えたときに、代表例として三つしか記載しておりませんが、当然、他にもあると思っています。

○会長（出口裕明）

ご指摘の点としては、15 ページの図をご覧になったときに若干違和感を覚えられるのではないかと思います。今、ご説明のあった例えば商工会等というのは、行政と地域住民の中間かと問われると、必ずしもその位置づけは明確ではありません。むしろ行政からは完全に独立した形で、地域経済を考えている、非常に独立性の高い存在だという観点で考えると、中間と位置付けられてしまっていることに、当該団体ではご不満に思われることがあるかもしれません。これは非常に難しいことだと思いますが、町民の皆さんに説明するときに、このような図を使うことで分かりやすくなるのですが、勝手に中間に位置付けるなという意見も出てくる可能性があります。ここはあくまで、行政が行政サービスを提供するときに、その間にもう1団体が入っていただき、町民の皆さんによりの確に行政サービスが届くようにという目的で、その一つの仕組みとして考えて提案されているのだらうと思います。この記載や位置付けについては、工夫の余地はあるかもしれません。

○委員（津吉彰郎）

それと、入れ方が非常に難しいと思うのですが、議会の関わり方についても、どこかに位置付けたほうがよいのかと思いました。また、町内会連合会については、11 ページの下に、町内会連合会・まちづくり協会・社会福祉協議会と書いてありますが、確かに私は連合会長ですけれども、組織としてあるかといえば、ほとんど何も機能してないというのが実態でございまして、一方で、町内会自体ははかかなり機能してる部分があります。町内会というのは、いわゆる自治組織とすれば、地方自治体の下にありますけれども、極めて地方自主的な活動をしてるわけですね。そういう意味では中間支援組織には該当するかもしれませんが、個々の特性が強すぎて、役に立つのかどうかという点が1点ございます。

一方で、社会福祉協議会のように、法的に位置付けられている組織で、町からの委託事業や独自事業など、それぞれ実施していて、それぞれに住民との接触がある組織については、中間的にいるということを申し上げたいと思います。

ただ、まちづくり協会についてはよく分かっておらず、町内会や社会福祉協議会と比べて、どういった機能が期待されるような組織なのかどうかということは全くわからないので、たくさん質問がありますけれども、ぜひお答えいただくと助かります。

○事務局（大屋主任）

まちづくり協会については、おっしゃるとおり社会福祉協議会や町内会に比べると、もう少しテーマの焦点が絞られている部分はあるかなと思っています。

町立図書館二階で、まちづくり館というものを運営しているのが、まちづくり協会になりますが、テーマ型の町民団体の取りまとめと言うことも行っていただいています。例えば環境団体や、都市開発について考えるそういった有志が集まったタイミングで、サークル、住民団体のような集まりができたときに、まちづくり協会の方に加盟をして、そこで連携をしていくみたいな形が、今の運営状況に近いかなと思っています。

加えて、そのまちづくり館というのが、いろんな書籍、まちづくりとか環境の書籍もそうですけども、様々そういった団体が発行した本を置いて販売するなど、そういった一つのコミュニケーションの場みたいになっています。

まちづくり協会のホームページ見ていただきますと、実はかなり多くの団体が加盟をしております、そういった方々は、やはりそれを専門に話し合う、コミュニケーションをとられている。そういったテーマについての意見や思いみたいなものを吸い上げるには、そういったまちづくり協会のようなテーマ型の中間支援組織があると、町へそういった思いを届けていただくことができると思いますし、逆に町が情報を開示する時には、まちづくり協会を通して、そういった様々な大きい小さいかわからず、いろんな団体に、町の情報というのは開示できるんじゃないかなと思っています。

○事務局（和嶋部長）

議会との関係ですけれども、二元代表制という仕組みがあることはご承知いただいているかと思いますが、町の施策やる場合には、例えば議会の中には常任委員会というものがございまして。そこで町がやろうとしてる方向性ややり方をご提案し、そこに様々なご意見をいただくという過程がございまして。それをさらにブラッシュアップしていくと、今度は本会議で議決をいただきながら町の方向性をお認めいただいて、施策が進められていくという過程となります。議会の方できっちりそういった議論を経た上で町の政策を決定していくという、手続きがございまして、議会とは一緒になってまちづくりをやっているというふうに考えているところでございます。

続けて、大屋から先ほどの中間支援組織といったところですが、津吉委員からもご指摘いただいたとおり、中間支援組織の中には例えば町内会というのは地域に根差した団体でいわゆる地縁という言葉が当てはまるかと思っています。地縁・地域の中へ施策を打ち出す時に、どういった仕掛けをしようかというときの、いろんなご助言やご協力いただいただく際のアドバイスいただけるのは、やっぱり地縁の組織であると。

まちづくり協会というのは、一定の目的に沿ったテーマに沿った団体の方がそれぞれやっていて、地域性というよりもどちらかと、テーマに沿って組織作られている集合体

が、いわゆるまちづくり協議会に加盟し、まちづくり協会はその親会議・組織といったイメージです。例えば、自然環境や子育てなどといったこの分野についての政策を何かと課題があつてこれを進めなきゃいけないというときは、相談などをする相手方として、まちづくり協会のような中間支援組織と協力していきたい。先ほど近藤委員が最初にやってみればいいのかというご意見をいただいたんですが、地縁やテーマなどでそれぞれ立ち位置や政策の違いなどを意識しながら、まずはこういった形で、意見の吸い上げができないかということを考えています。

まずは、第五次総合計画の初年度ということで、連継というみんなで葉山町をつくっていく中での一つの取り組みでこれを考えていきたいというふうに事務局から今日、提案をさせていただきました。私どももまだ今こう考えながら今日ご提案させていただいてるところがございまして、完璧なお答えができず大変申し訳ないんですけど、第五次総合計画の連継をスタートさせていければと考えています。

○会長（出口裕明）

これまで他の市の総合計画審議会の経験から言いますと、例えば先ほどご質問のあつた議会に関しては、こういった場で、議会の議員さんが傍聴人としてこられるケースが非常に多かったです。事前にそういうところで情報を収集して議論の様子を見た上で、先ほどの議会の常任委員会や特別委員会のような正式なルートのところで、実はこの間の総計審を聞いたらこんなこと言つた委員がいたんだけど、つていうような形で、正式な議論の俎上に乗せてくる。そういうケースが結構見られますので運用の仕方次第かなという感じはします。

それから先ほど中間支援組織についてご説明があつたんですけど、要は、いろんな町民の皆さんが、自分たちが所属しやすい団体に所属して、こういうことについての意見を出しやすいところから意見をお出しただければいいわけで、その時に、はざまを作らないことが大事です。つまり、どこにも所属できない、どこからも意見が出せないというのがあると困るので、多くの町民の方ができるだけご意見が出しやすいような形で、その中間支援組織みたいなものを工夫していければいいなど。

他のところの自治体の取り組み事例を見てもそういうところの工夫つてのは、歩きながら考えているつていうところがありますので、その中で町内会については町内会自身も今、どういうふうになつていったらいいかと町内会自身が模索してる段階だと思いますから、そういうところに、実はこういう形で協力して欲しいんですけどつていうふうに、逆に町内会に投げかけるつていうようなことをしている自治体もあります。いろんな取り組みの仕方があると思いますから、我々も議論の中でそういうのを出していければいいんじゃないかなと思います。

○委員（高梨麻美）

今のお話を伺いつつですが、連継部会が検討すべき事項というものについて 15 枚目のお話のあった絵の中では中間組織を挟んだ二つの矢印があり、そして下に直接のものとしての矢印が書いてありますが、実際には、中間組織と地域住民・団体の関係性は中間組織が主体となって行うべきことであって、連継部会の検討事項ではないのではないかなってというのが一つ気になりました。そうすると地域住民・団体のこの団体と、その中間組織の違いというのもちょっと不鮮明なところがあって、住民の声を間接的に聞く方法、或いは直接的に聞く方法、その方法を連継部会は検討すべきなんじゃないかなというふうに思うので、この絵でいくと下の緑の矢印と、上のほうは左側の緑の矢印が連継部会が行うべきことなのではないかなと思いました。そうすると黄色と青の中間組織と、団体をそこまで分けなくてもいいんじゃないかなと今日のお話を伺って思うところです。

11 ページでは文章で書かれている形になるんですけども、一つ目の黒ポチには、デジタルを活用し、直接的な意見を聞いていくという、会長の言葉で言えば団体に所属していない人であっても直接声を出せるという、そういうプラットフォームの構築だと思うので、これはぜひやるべきだというふうに思います。一方で、二つ目の黒ポチには、中間支援組織との連携を強化って書いてあるんですけども、誰と誰の連携なのかがちょっとわかりづらく、それぞれのこの中間組織がどう連携すべきかということ町として言うのかということについては、これはまたそれぞれの団体の状況が違いますし、或いは、検討すべきことなのかということが少し気になります。むしろ、行政と団体の間のプラットフォームを強化していくということを考えていくというように限定した方が、活動の内容としては非常に見やすくなってくるんじゃないかなというふうに感じました。

○委員（福安德晃）

この 15 ページの絵がひょっとしたらいろんなものをわかりにくくさせてるのかなと私は思ったんですけども、おそらくこの取り組みで、町として実現したい部分というのは、その行政の情報を可視化して、それを理解した地域住民からのフィードバックを得て、それを実際の施策につなげていくってものだと思います。それを実現したい、そのための仕組みを作るんだっていうことであって、ここでそこまでの中間支援組織やデジタルの活用ってこうフィーチャーしなくてもいいのかなと。ある意味その中間支援組織やデジタルの活用ってというのは、それを促進するための媒体、それをできやすくするようにスチュワードシップを提供するみたいな、そういうもののような気がすんすよね。だからこの絵のように書くと少しわかりにくくしてしまうんじゃないかなというふうに感じました。

○事務局（大屋主任）

福安委員がおっしゃる通りのことを町としてやっていきたいと思っています。ただ、それに関して、今、まだ固まりきってないところもありまして、逆にその固まっていないところに関しまして、連継部会の方で、皆様にご審議いただければと思っております。

ですので、私の中でこれが適切だなと思って 15 ページの図を載せたんですけど、結果そうじゃなかったんだろなと思ってんですが、そこに関しまして皆様のご意見をいただきながら、よりよい、町民・地域の声をどう町の施策に反映させていくか、そういったところの適切な手法というものを検討できればと思います。

ありがとうございます。

○会長（出口裕明）

私から福安委員にお伺いしたいのですが、15 ページの図で、例えば中間支援組織として、これまでの他の自治体の総計審の事例で言いますと、こういった支援組織が何を支援するかって言いますと、例えば住民が必要としてはこういう需要を持ってるんだけど、どういう形で声に出していいかわからない、或いはまちづくりと言っても専門的な知識がないので、どこをどういうふうに自治体に対して伝えていけばいいのかわからない。そういった時に、例えば先ほどのまちづくり協会のようなところが、それについては「こういう手法が認められて、例えば都市計画法上こういうことができますよ」というような、ある種のアドボケイトをするっていう、そういう役割を、中間支援組織みたいなところに期待してる部分があるんだろうと思います。その場合に、デジタルを活用すると確かに直に意見を拾うのはものすごくやりやすくなるんですが、その場合には、もともと専門性のない住民の方が声を上げる時に、誰かが支援しないと直接繋がっていても声をあげづらいんじゃないかなっていう感じがするんですけど、今のデジタルの分野では、そういうところはどうフォローされるんでしょうか。

○委員（福安徳晃）

私の本職っていうのが、ソフトウェアの開発者のコミュニティを育成していくっていう仕事を一部やっているんですけども、そういった中では、先ほどギットハブの話が出ましたが、ギットハブには世界中の数千万のオープンソースのソフトウェアのプロジェクトがあり、公開されています。その数千万のソフトウェアのプロジェクトがどれも等しく、いろんな人たちが集まって、開発が活発に行われてるかという、そうではないです。そうであるものとそうでないものがあるって、それを大きく分けるものって一体何かっていうと、もちろんそのソフトウェアを自分が使いたい使いたくないっていうのは当然あるんですけども、それだけじゃなくって、どうやって参加すればいいのかわかりやすい、その参加するためのハードルが低い、などのそういうものによって、コミュニティが活発するかしないか、すごく左右されます。そして、いかにこのコ

コミュニティを活発化させるかということはどういう作戦を私たちやるかっていうと、ミーティングやイベントをやるんです。だから、デジタルな分野で、その実際のソフトウェアの開発活動はデジタルに行われるんですけども、じゃあそのデジタルを盛り上げるためにとられる施策は、実はデジタルじゃなかったりします。本当に具体的にイベントをやって人を集めて、そこでこのプロジェクトってこういうもので、これに関わるとこんないいことがあります。関わるためには、こういったことをやれば関われます。関わりそうな分野ってこういう具体的にこういうのがありますっていうものを説明することによっていろんな人たちがそこに関わってくれるという感じになります。

○会長（出口裕明）

そうしますと、やはりこのデジタルで直接繋がってるっていうことに非常に大きな意味があって、かつそれを支えるために、サブの何か仕掛けが必要になるってことなんですか。

○委員（福安德晃）

そうですね。やっぱりイベントのような、人々がちゃんと対面で会える、直接意見を言える、対面でいろいろ教えてもらえるっていうそういう機会がすごく重要です。

○会長（出口裕明）

ありがとうございます。今のご意見を今後参考にさせていただければと思います。

また何かご質問ご意見等がございましたら、後程でも結構ですでお寄せいただくとしまして、ここで一旦、ご質問ご意見については、置かせていただきます。

①部会の設置

○会長（出口裕明）

連継部会の設置について、ここで協議をお願いしたいと思いますが、今までのご議論によってある程度、連継部会の設置についてということに関しては、お認めいただけるということでしょうか。

冒頭に近藤委員の方から、とりあえずまずやってみたらという、ご意見をいただいておりますけれども、そういうことでしょうか。

《異議なし》

②委員の指名

○会長（出口裕明）

部会に属する委員につきましては、審議会規則第6条第2項に、部会に属する委員は会長が指名するというので、せっかくの審議会でもありますから、規定に従って、指

名をさせていただきますが、この場でご承認いただくというような形をとりたいと思います。

《津吉委員、富樫委員、福安委員を指名》

③部会長の互選

○会長（出口裕明）

続きまして、部会の部会長については、規則第6条3項に委員の互選により選出するというので、本来であれば、席を改めていただいて互選というところかもしれませんが、せっかくお集まりのことでもございますので、この場で部会長の互選という形をとりたいと思いますけれどもこれ、事務局の方から何かありますか。

《事務局より福安委員を提案》

《福安委員を部会長とすることを承認》

議題（3）その他

《事務局より議事録及びスケジュールについて説明》

閉会

○会長（出口裕明）

本日、用意された議題については以上ということになります。

それでは、これをもちまして、今年度第1回の葉山町総合計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

以 上